

重要事項説明書

(介護老人福祉施設)

あなた(又はあなたの家族)が入所しようと考えている指定介護老人福祉施設について、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、「枚方市指定介護老人福祉施設の指定並びに人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成25年枚方市条例第50号)」の規定に基づき、指定介護老人福祉施設サービス提供の契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

1 介護老人福祉施設サービスを提供する事業者について

事業者名称	社会福祉法人 枚方療育園
代表者氏名	理事長 山西 博道
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	大阪府枚方市津田東町2丁目1番1号 電話番号 072-858-0373
法人設立年月日	昭和43年1月10日

2 入所者に対するサービス提供を実施する施設について

(1) 施設の所在地等

施設名称	特別養護老人ホーム 津田荘
介護保険指定 事業所番号	指定 2772400319番
施設所在地	大阪府枚方市津田東町2丁目1番1号
連絡先	電話番号: 072-858-1755 FAX番号: 072-858-1205

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	指定介護老人福祉施設は、介護保険法に従い、入所様が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、入所者様に、日常生活を営むために必要な居室および共用施設等をご利用いただき、介護福祉施設サービスを提供します。この施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な方がご利用いただけます。
運営の方針	近年の急速な高齢化に伴い、介護の問題が老後の最大の不安要因となっています。当施設では要介護高齢者の自主性を尊重し、尊厳ある生活をして頂けるよう援助してまいります。つねに入所者様1人1人の立場に立った、適切なサービスが提供されているかをチェック、評価しながらサービスの質の向上に努めております。入所者の方々に、住み慣れた家や地域での生活と同じような、快適な生活を提供できるよう、サービス従業者等に、公私機関が行う研修会や講習会に参加させ、専門的知識やサービスのあり方について研鑽努力し、広域の要介護者の方々に愛され選択される、介護老人福祉施設・特別養護老人ホーム津田荘となるよう更なる努力を続けます。

(3) 施設概要

建物の構造	鉄筋コンクリート造 地上6階の内4階・5階 (2階・3階は障害者支援施設、1階・6階は共用施設)
延べ床面積	2634,58㎡
開設年月日	昭和55年5月26日
入所定員	100名

<主な設備等>

居室数	4人部屋25室
食堂兼娯楽室	2室
静養室	1室
医務室	1室
浴室	一般浴槽1、特殊機械浴槽5
機能訓練室	1室(同法人同一敷地内他施設と共用)
併設事業所	短期入所生活介護(指定 第2772400319号)

(4) 職員体制

施設長	川村 洋子
-----	-------

職	職務内容	人員数
施設長	1 従業者及び業務の実施状況の把握その他の業務の管理を一元的に行います。 2 従業者に、法令等において規定されている遵守すべき事項において指揮命令を行います。	常勤 1名
医師	入所者に対して、健康管理及び療養上の指導を行います。	1名以上
介護支援専門員	適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成します。	1名以上
生活相談員	入所者の入退所、生活相談及び援助の計画立案、実施に関する業務を行います。	1名以上
看護職員	医師の診療補助及び医師の指示を受けて入所者の看護、施設の保健衛生業務を行います。	3名以上 (常勤換算)
機能訓練指導員	入所者の状況に適した機能訓練、手芸、貼り絵など生活リハビリを取り入れ心理的機能。身体機能の低下を防止するよう努めます。	1名以上
介護職員	入所者に対し必要な介護および世話、支援を行います。	31名以上 (常勤換算)
管理栄養士 (栄養士)	食事の献立、栄養計算等入所者に対する栄養指導等を行います。	1名以上
調理員	食事の調理を行います。	1名以上
事務職員	事務等、その他業務を行います。	1名以上
清掃員	施設内の清掃業務を行います。	非常勤 1名

3 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サービスの内容
施設サービス計画の作成	<ol style="list-style-type: none"> 1 介護支援専門員が、入所者の心身の状態や、生活状況の把握(アセスメント)を行い、入所者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、援助の目標、サービス内容、サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設サービス計画を作成します。 2 作成した施設サービス計画の内容について、入所者又はその家族に対して、説明し文書により同意を得ます。 3 施設サービス計画を作成した際には、入所者に交付します。 4 計画作成後においても、施設サービス計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更を行います。
食 事	<ol style="list-style-type: none"> 1 栄養士(管理栄養士)の立てる献立により、栄養並びに入所者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。 2 可能な限り離床して食堂で食事をとることを支援します。
入 浴	<ol style="list-style-type: none"> 1 入浴又は清拭を週2回以上行います。 入所者の体調等により、当日入浴ができなかった場合は、清拭及び入浴日の振り替えにて対応します。 2 寝たきりの状態であっても、特殊機械浴槽を使用して入浴することができます。
排せつ	排せつの自立を促すため、入所者の身体能力を利用した援助を行います。
機能訓練	入所者の心身等の状況に応じて日常生活を送るのに必要な機能の回復、又はその減退を防止するための訓練を実施します。
栄養管理	栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を行います。
口腔衛生の管理	入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行います。
健康管理	医師や看護職員が、健康管理を行います。
その他自立への支援	<ol style="list-style-type: none"> 1 寝たきり防止のため、入所者の身体状況を考慮しながら、可能な限り離床に配慮します。 2 清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助を行います。

(2) 利用料金

① 食費・居住費

入所者 負担段階	居住費（滞在費）	食費	合計
	負担限度額	負担限度額	入所者負担額
第1段階	0円/日	300円/日	300円/日
第2段階	430円/日	390円/日	760円/日
第3段階①	430円/日	650円/日	1,020円/日
第3段階②	430円/日	1,360円/日	1,730円/日
第4段階	950円/日	1,600円/日	2,550円/日

※ 食費・居住費については、介護保険負担限度額認定書の交付を受けた方は、当該認定書に記載されている負担限度額（上記表に掲げる額）となります。

※ 居住費については、入院又は外泊中でも料金をいただきます。ただし、入院又は外泊中のベッドを入所者の同意を得た上で、短期入所生活介護に利用する場合は、入所者から居住費はいただきません。

② 基本料金

【介護福祉施設サービス費】

区分・要介護度	基本単位	利用料	利用者負担額			
			1割負担	2割負担	3割負担	
I	要介護1	589	6,155円	616円	1,231円	1,847円
	要介護2	659	6,886円	689円	1,378円	2,066円
	要介護3	732	7,649円	765円	1,530円	2,295円
	要介護4	802	8,380円	838円	1,676円	2,514円
	要介護5	871	9,101円	911円	1,821円	2,731円

※1 病院又は診療所への入院を要した場合及び入所者に対して居宅における外泊を認めた場合は、上記利用料を算定せず1日あたり 単位（利用料：2,570円、1割負担：257円、2割負担：514円、3割負担：771円）を算定します。ただし、入院又は外泊の初日及び最終日は算定しません。

※2 夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、上記金額の97/100となります。

※3 身体的拘束廃止に向けての取り組みとして、身体的拘束適正化の指針整備や適正化委員会の開催、定期的な職員研修の実施などを行っていない場合は、上記金額の90/100となります。

※4 事故発生の防止又はその再発防止のために、指針の整備や研修の実施などを行っていない場合は、1日につき52円（利用者負担：1割6円、2割11円、3割16円）を減算します。

※5 栄養管理について、入所者の栄養状態の維持・改善を図り、入所者に応じた栄養管理を計画的に行っていない場合は、1日につき146円（利用者負担：1割15円、2割30円、3割44円）を減算します。

※6 虐待防止に向けての取り組みとして、高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催していない、高齢者虐待防止のための指針を整備していない、高齢者虐待防止のための年1回以上の研修を実施していない又は高齢者虐待防止措置を適正に実施するための担当者を置いていない事実が生じた場合は、上記金額の99/100となります。

※7 業務継続に向けての取り組みとして、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、かつ、当該業務継続計画に従い必要な措置が講じられていない場合、上記金額の 97/100 となります。

(3) 加算料金

(令和6年8月1日現在)

加算項目	基本単位	利用料	利用者負担			算定回数等
			1割負担	2割負担	3割負担	
①日常生活継続支援加算(Ⅰ)	36	376円	38円	76円	113円	1日につき
②看護体制加算(Ⅰ)口	4	41円	5円	9円	13円	1日につき
看護体制加算(Ⅱ)口	8	83円	9円	17円	25円	1日につき
③夜勤職員配置加算(Ⅲ)口	16	167円	17円	34円	51円	1日につき
④個別機能訓練加算(Ⅰ)	12	125円	13円	25円	38円	1日につき
個別機能訓練加算(Ⅱ)	20	209円	21円	42円	63円	1月につき
⑤ADL維持等加算(Ⅰ)	30	313円	32円	63円	94円	1月につき
ADL維持等加算(Ⅱ)	60	627円	63円	126円	189円	1月につき
⑥精神科を担当する医師に係る加算	5	52円	6円	11円	16円	1日につき
⑦初期加算	30	313円	32円	63円	94円	1日につき(入所した日から30日以内)
⑧退所時相談援助加算	400	4,180円	418円	836円	1,254円	1回につき
⑨退所前連携加算	500	5,225円	523円	1,045円	1,568円	1回につき
⑩協力医療機関連携加算(Ⅰ)	50	522円	53円	105円	157円	1月につき
※令和7年3月31日までは100単位を算定	100	1,045円	105円	209円	314円	
⑪口腔衛生管理加算(Ⅰ)	90	940円	94円	188円	282円	1月につき
⑫療養食加算	6	62円	7円	13円	19円	1回につき(1日につき3回を限度)
⑬配置医師緊急時対応加算	650	6,792円	680円	1,359円	2,038円	1回につき(早朝又は夜間の場合)
	1300	13,585円	1,359円	2,717円	4,076円	1回につき(深夜の場合)
⑭看取り介護加算(Ⅱ)	72	752円	76円	151円	226円	死亡日以前31日以上45日以下
	144	1,504円	151円	301円	452円	死亡日以前4日以上30日以下
	780	8,151円	816円	1,631円	2,446円	死亡日の前日及び前々日
	1,580	16,511円	1,652円	3,303円	4,954円	死亡日
⑮認知症専門ケア加算(Ⅱ)	4	41円	5円	9円	13円	1日につき
⑯認知症チームケア推進加算(Ⅰ)	150	1,567円	157円	314円	471円	1月につき
⑰褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)	3	31円	4円	7円	10円	1月につき
褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)	13	135円	14円	27円	41円	1月につき
⑱排せつ支援加算(Ⅰ)	10	104円	11円	21円	32円	1月につき
排せつ支援加算(Ⅱ)	15	156円	16円	32円	47円	1月につき

排せつ支援加算(Ⅲ)	20	209 円	21 円	42 円	63 円	1 月につき
⑱科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	50	522 円	53 円	105 円	157 円	1 月につき
⑳安全対策体制加算	20	209 円	21 円	42 円	63 円	入所初日のみ
㉑高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)	10	104 円	11 円	21 円	32 円	1 月につき
㉒介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 140/1000	左記の単位数 ×地域区分	左記の 1 割	左記の 2 割	左記の 3 割	基本サービス費に各種加算・減算を加えた総単位数(所定単位数)

① 日常生活継続支援加算

居宅での生活が困難であり、当施設への入所の必要性が高いと認められる重度の要介護状態の者や認知症である者等を積極的に受け入れるとともに、介護福祉士資格を持つ職員を手厚く配置し、質の高い介護福祉施設サービスを提供した場合に算定します。

②看護体制加算

看護職員の体制について手厚い人員体制をとっている場合に算定します。

③夜勤職員配置加算

夜間及び深夜の時間帯について手厚い人員体制をとっている場合に算定します。

④個別機能訓練加算

多職種共同にて個別機能訓練計画を作成し、計画的に機能訓練を実施している場合に算定します。個別機能訓練計画の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合には、加算Ⅱを算定します。

⑤ADL 等維持加算

一定期間に、入所者の ADL(日常生活動作)の維持又は改善した度合いが一定の水準を超えた場合に算定します。

⑥精神科を担当する医師に係る加算

認知症の入所者が全入所者の 3 分の 1 以上を占め、精神科を担当する医師により定期的な療養指導が月に 2 回以上行われている場合、算定します。

⑦初期加算

当施設に入所した日から 30 日以内の期間について算定します。

⑧退所時相談援助加算

入所期間が 1 月を超える入所者が退所し、その居宅において居宅サービス等を利用する場合、退所時に入所者及びその家族等に対して退所後の居宅サービス等について相談援助を行い、かつ、当該入所者の同意を得て、退所から 2 週間以内に退所後の居住地の市町村及び老人介護支援センターに対して入所者の介護状況を示す文書を添えて入所者に係る居宅サービス等

に必要な情報を提供した場合に算定します。

⑨退所前連携加算

入所期間が1月を超える入所者が退所し、その居宅において居宅サービス等を利用する場合に、退所に先立ち入所者が利用を希望する居宅介護支援事業者に対して、当該入所者の同意を得て、入所者の介護状況を示す文書を添えて入所者に係る居宅サービス等に必要な情報を提供し、居宅介護支援事業者と連携して退所後の居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合、算定します。

⑩協力医療機関連携加算

協力医療機関連携加算は、協力医療機関との間で、入所者の同意を得て、当該入所者の病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催している場合に算定します。

⑪口腔衛生管理加算

歯科衛生士が入所者に対し、口腔衛生等の管理を月2回以上行い、当該入所者に係る口腔衛生等の管理の具体的な技術的助言及び指導等を介護職員に行っている場合に、算定します。

⑫療養食加算

疾病治療のため医師の発行する食事箋に基づき糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食及び特別な場合の検査食を提供した場合に算定します。

⑬配置医師緊急時対応加算

当施設の配置医師が求めに応じ早朝、夜間又は深夜に当施設を訪問して入所者に対して診療を行った場合、その時間帯に応じて算定します。

⑭看取り介護加算

看取りに関する指針を定め、医師が一般的な医学的見地に基づき回復の見込みがないと診断した入所者に対して、多職種共同にて介護に係る計画を作成し、入所者又は家族の同意のもと、入所者がその人らしく生き、その人らしい最期を迎えられるように支援した場合に算定します。

⑮認知症専門ケア加算

日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められる認知症の入所者に対して、専門的な認知症ケアを行った場合に算定します。

⑯認知症チームケア推進加算

認知症の行動・心理症状の予防及び出現時の早期対応に資するチームケア（複数人の介護者がチームを組み、入所者の情報を共有したうえで介護に係る課題を抽出し、多角的な視点で課題解決に向けた介護を提供することをいう。）を提供した場合に算定します。

⑰褥瘡マネジメント加算

入所者ごとに褥瘡の発生とリスクを評価し、多職種共同にて褥瘡ケア計画を作成し、計画に基づく褥瘡管理を行うとともに、そのケアの内容や状態を記録している場合に算定します。褥瘡が発生するリスクはあるが褥瘡の発生が無い場合は、加算Ⅱを算定します。

⑱排せつ支援加算は、排せつに介護を要する入所者であって、適切な対応を行うことで要介護状態の軽減が見込まれる者について、多職種共同にて、当該入所者が排せつに介護を要する原因を分析し、それに基づく支援計画を作成し、当該支援計画に基づく支援を継続して実施した場合に算定します。

⑲科学的介護推進体制加算

入所者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況等の基本的な情報を厚生労働省に提出し、その情報を施設サービスの適切かつ有効な提供に活用している場合に算定します。

⑳安全対策体制加算

事故発生又はその再発防止のために必要な措置を講じるとともに、安全対策の担当者が必要な外部研修を受講し、施設内に安全管理部門を設置するなど組織的な安全対策体制が整備されている場合に、算定します。

㉑高齢者施設等感染対策向上加算

高齢者施設等における平時からの感染対策の実施や、感染症発生時に感染者の対応を行う医療機関との連携体制を確保している場合に算定します。

㉒介護職員等処遇改善加算

介護職員等の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取り組みを行う事業所に認められる加算です。区分支給限度基準額の対象外となります。

※ 地域区分別の単価(5級地 10.45円)を含んでいます。

(4) その他の料金

	項目	内容	利用料金
1	教養娯楽費	レクリエーション、クラブ活動参加費としての材料費等	実費相当額
2	理美容代	理容・美容サービス料	実費相当額
3	日常生活品代	日常生活品の購入代金等、日常生活に要する費用で、入所者に負担していただくことが適当であるものに係る費用	実費相当額
4	テレビ持ち込み料	テレビを持ち込み使用される場合の電気使用料	150円/月
5	コピー代	書類等の複写料	1枚10円
6	金銭管理費	貴重品等を預かり、管理します。	850円/月

※貴重品管理サービスをご利用頂けます。津田荘「預り金管理規定」により管理します。

4 利用料、入所者負担額（介護保険を適用する場合）その他の費用の請求及び支払い方法について

<p>(1) 利用料、入所者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の請求方法等</p>	<p>ア 利用料入所者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求します。 イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月15日までにご家族あてに郵送します。</p>
<p>(2) 利用料、入所者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の支払い方法等</p>	<p>ア サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の入所者控えと内容を照合のうえ、請求月の27日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。 （ア）入所契約時に申し込み頂いた金融口座から自動振替 （イ）事業者指定口座への振り込み 三井住友銀行 枚方支店 普通預金3700239 社会福祉法人枚方療育園 特別養護老人ホーム津田荘 施設長 川村洋子 （ウ）窓口で現金支払い イ 支払いの確認をしたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管してください。（医療費控除の還付請求の際に必要となることがあります。）</p>

※ 利用料、入所者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から3月以上遅延し、相当期間を定めた催告にも関わらず支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

5 入退所に当たっての留意事項

- (1) 入所対象者は、原則要介護度3以上の方が対象となります。
- (2) 入所時に要介護認定を受けている方であっても、入所後に要介護認定者でなくなった場合は、退所していただくこととなります。
- (3) 入所者及び代理人（身元保証人）のご都合で退所される場合は、退所を希望する日の30日前までにお申し出下さい。
- (4) 退所に際しては、入所者及びその家族の希望、退去後の生活環境や介護の連続性に配慮し適切な援助、指導を行うとともに、居宅介護支援事業者等や保険医療、福祉サービス提供者と密接な連携に努めます。

6 施設を退所していただく場合（契約の終了について）

当施設との契約では、契約が満了する期日は特に定めていません。したがって、以下の様な事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮に以下のような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、入所者に退所して頂くこととなります。

- ①入所者が死亡した場合。
- ②要介護認定により入所者の状態が自立又は要支援又は要介護度1，2と判断された場合。
- ③施設の運営法人が解散した場合、破産した場合、又はやむを得ない事由により施設を閉

鎖した場合。

- ④施設の滅失や重大な毀損により、入所者に対するサービスの提供が不可能になった場合。
- ⑤施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合。
- ⑥入所者が介護老人保健施設等に入所した場合。
- ⑦入所者及びその家族から退所の申し出があった場合。
- ⑧以下の理由により施設から入所者に対して退所の申し出を行った場合。
 - ・入所者が、契約期間内にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず又は不実の報告を行い、その結果本契約を継続しがたい事情を生じさせた場合。
 - ・サービス利用料金等の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にも関わらずこれが支払われない場合。
 - ・入所者が故意又は過失により事業者もしくはサービス従事者もしくは他の利用者の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい事情を生じさせた場合。
 - ・入所者が自傷行為や自殺のおそれが極めて高く施設においてこれを防止できない場合、及び入所者が法令違反その他秩序破壊行為をなし、改善の見込みがない場合。
 - ・入所者の心身の状態の変化（医療行為の必要な場合等）により、当施設での対応が困難となった場合。
 - ・入所者が連続して3か月以上病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合。
- ⑨その他、家族が施設からの再三の要望等に応じて頂けない場合。

7 入所者が病院等に入院された場合の取り扱いについて

①検査入院等、6日間以内の短期入院の場合

6日間以内の入院をされた場合は、退院後再び施設に入所することができます。但し、入院期間中であっても、所定の利用料金と居室料をご負担いただきます。

②7日間以上3か月以内の入院の場合

7日間以上入院された場合には、契約を解除する場合があります。

さらに1か月を超える入院となった場合には、今後の方針について話し合いの場を設け、その結果、契約の解除に至る場合があります。

但し、契約を解除した場合であっても、3か月以内に退院された場合には、再び当施設に優先的に入所できるよう努めます。また、当施設が満室の場合でも短期入所生活介護（ショートステイ）を優先的に利用できるよう努めます。

③3か月を超えて入院の場合

3か月を超えて入院の場合には、契約を解除する場合があります。この場合には、当施設に再び優先的に入所することはできません。

④入院又は外泊中のベッドを、短期入所生活介護に利用させて頂く場合があります。

8 代理人等について

- (1) 施設では、契約締結に当たり、代理人、連帯保証人及び身元保証人の設定をお願いしています。
 - ① 代理人は、入所者のご家族又は縁故者若しくは成年後見人等の中から選任していただくものとします。
 - ② 代理人は原則として連帯保証人を兼ねることとします。但し、施設と代理人と協議上、代理人とは別の者を連帯保証人とすることができるものとします。
 - ③ 連帯保証人は身元保証人を兼ねるものとします。
- (2) 代理人の職務は、次の通りとします。
 - ① 入所者に代わって又は入所者とともに、契約書第 3 条に定める同意又は要請、同第 7 条 3 項、第 9 条 3 項、第 18 条 1 項、第 19 条 1 項に定める解約・解除の意思表示および手続き、その他入所者を代理して行う意思表示、施設の意思表示や報告・通知の受領、施設との協議等を行うこと。
 - ② 入所者を代理して、又は入所者に代わって、サービス利用料等を支払うこと。
- (3) 連帯保証人の職務は次の通りとします。

入所者と連携して、本契約から生じる入所者の債務を負担すること。
- (4) 身元保証人の職務は、次の通りとします。

利用契約が終了した後、施設に残された入所者の所持品（残置物）を入所者自身が引き取れない場合の受取り及び当該受取り又は処分にかかる費用を負担すること。
- (5) 連帯保証人の負担する保証債務の内容は以下の通りとします。
 - ① 連帯保証人の負担は、極度額 220 万円を限度とします。

（令和 6 年 4 月現在、介護度 5 で 3 割負担の利用料金 12 か月分として算出）
 - ② 連帯保証人が負担する債務の元本は、入所者、代理人又は連帯保証人が死亡したときに、確定するものとします。
 - ③ 施設は、連帯保証人から請求があったときは、遅滞なく、利用料等の支払い状況や滞納金の額、損害賠償の額等、入所者の全ての債務の額等に関する情報を提供します。
 - ④ 連帯保証人が死亡又は破産手続き開始決定を受けた場合、もしくは連帯保証人について成年後見が開始された場合は、入所者又は代理人は別の連帯保証人を選任するものとします。

9 衛生管理等について

- (1) 入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じます。
- (2) 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- (3) 施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
 - ① 施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。

- ② 施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のため指針を整備しています。
- ③ 従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的を実施します。
- ④ ①から③までのほか、厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行います。

10 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的を実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

11 緊急時等における対応方法

施設において、サービス提供を行っている際に入所者の病状の急変が生じた場合は、速やかに管理医師及びあらかじめ定めている協力医療機関へ連絡及び必要な措置を講じます。

入所中、医療を必要とする場合は、入所者及びその家族の希望により下記の協力医療機関において、診察・入院・治療等を受けることができます。ただし、下記の医療機関で優先的に治療等が受けられるものではありません。また、当該医療機関での治療等を義務付けるものでもありません。

【協力医療機関】①	医療機関名 社会福祉法人 枚方療育園 所在地 大阪府枚方市津田東町2丁目1番1号 電話番号 072-858-0373 診療科 精神科・内科・整形外科・歯科 他
【協力医療機関】②	医療機関名 星ヶ丘医療センター 所在地 大阪府枚方市星丘4丁目8番1号 電話番号 072-840-2641 診療科 総合全科
【協力医療機関】③	医療機関名 市立ひらかた病院 所在地 大阪府枚方市禁野本町2丁目14番1号 電話番号 072-847-2821 診療科 総合全科

1 2 事故発生時の対応方法について

- (1) 事故が発生した場合の対応について、(2)に規定する報告等の方法を定めた事故発生防止のための指針を整備します。
- (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実を報告し、その分析を通じた改善策についての研修を従業者に対し定期的に行います。
- (3) 事故発生防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行います。
- (4) 上記(1)~(3)の措置を適切に実施するための担当者を配置しています。
- (5) 施設は、入所者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は速やかに市町村、入所者の家族に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。
- (6) 施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録します。
- (7) 施設は、入所者に対するサービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

【市町村（保険者）の窓口】 枚方市役所 健康福祉部 福祉指導監査課	所在地 枚方市大垣内町2丁目1-20 電話番号 072-841-1468（直通） ファックス番号 072-841-1322（直通） 受付時間 9:00~17:30（土日祝は休み）
【家族等緊急連絡先】	氏名 続柄（ ） 住所 電話番号 携帯番号 勤務先

なお、下記の損害賠償保険及び自動車保険（自賠責保険・任意保険）に加入しています。

損害賠償 責任保険	保険会社名	三井住友海上火災保険株式会社
	保 険 名	社会福祉施設・事業者総合補償制度
	補償の概要	福祉事業者総合賠償責任補償、医療行為賠償責任補償
自動車保険	保険会社名	三井住友海上火災保険株式会社
	保 険 名	自動車保険・一般用
	補償の概要	対人、対物、人身傷害、車の補償、運搬、搬送、引取費用特約

1 3 非常災害対策

- (1) 当施設に災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。

災害対策に関する担当者（防火管理者）職・氏名： 枚方総合発達医療センター
事務長 原田 健

- (2) 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。

- (3) 定期的に避難、救出、その他必要な訓練（夜間想定訓練を含む。）を行います。
 避難訓練実施時期：（毎年2回）
- (4) 訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めます。

1.4 サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

ア 提供したサービスに係る入所者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。

（下表に記す【事業者の窓口】のとおり）

イ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。

①苦情の受付

苦情は面接、電話及び書面などにより苦情受付担当者が随時受け付けます。

②苦情受付の報告・確認

苦情受付担当者が受け付けた苦情を苦情解決責任者と第三者委員（苦情申出人が第三者委員への報告を拒否した場合は除く。）に報告します。第三者委員は内容を確認し、苦情申出人に対して報告を受けた旨を通知します。

③苦情解決のための話し合い

苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意をもって話し合い、解決に努めます。その際、苦情申出人は第三者委員の助言や立ち会いを求めることができます。

なお、第三者委員の立ち会いによる話し合いは、次により行います。

- ・ 第三者委員による苦情内容の確認
- ・ 第三者委員による解決案の調整、助言
- ・ 話し合いの結果や改善事項等の確認

(2) 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 (事業者の担当部署・窓口の名称)	所在地	大阪府枚方市津田東町2丁目1番1号
	責任者	施設長 川村 洋子
【事業者の窓口】 (第三者委員)	担当者	櫻井 恵子 村上 佑介
	電話番号	072-858-1755
	ファックス番号	072-858-1205
	受付時間	8:50~16:50
	担当者	弁護士 福本 佳苗
【市町村（保険者）の窓口】 枚方市役所 健康福祉部 介護認定給付課	電話番号	0742-26-2100
	ファックス番号	0742-27-3655
	受付時間	9時~12時 13時~18時
【市町村（保険者）の窓口】 枚方市役所 健康福祉部 介護認定給付課	担当者	税理士 檜崎 隆章
	電話番号	06-6314-6535
	ファックス番号	06-6314-6536
	受付時間	
【市町村（保険者）の窓口】 枚方市役所 健康福祉部 介護認定給付課	所在地	枚方市大垣内町2丁目1-20
	電話番号	072-841-1460（直通）
	ファックス番号	072-844-0315（直通）
	受付時間	9:00~17:30(土日祝は休み)

【公的団体の窓口】 大阪府国民健康保険団体連合会	所在地 大阪府中央区常盤町1丁目3-8
	電話番号 06-6949-5418
	受付時間 9:00~17:00（土日祝は休み）

15 秘密の保持と個人情報の保護について

(1) 入所者及びその家族に関する秘密の保持について	<p>① 施設は、入所者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。</p> <p>② 施設及び従業者は、サービス提供をする上で知り得た入所者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</p> <p>④ 施設は、従業者に、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。</p>
(2) 個人情報の保護について	<p>① 施設は、入所者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、入所者の個人情報を用いません。また、入所者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で入所者の家族の個人情報を用いません。</p> <p>② 施設は、入所者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるもの他、電磁的記録を含む。）については、管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>③ 施設が管理する情報については、入所者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は入所者の負担となります。）</p>

16 虐待の防止について

施設は、入所者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	施設長 川村 洋子
-------------	-----------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 従業者が支援にあたっての悩みや苦悩を相談できる体制を整えるほか、従業者が入所者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。
- (4) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に

周知徹底を図っています。

- (5) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (6) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (7) サービス提供中に、当該施設従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

17 身体的拘束等について

- (1) 当施設は、原則として入所者に対して身体的拘束等を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、入所者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられ、以下の①～③の要件を全て満たすときは、入所者に対して説明し同意を得た上で、必要最小限の範囲内で身体的拘束等を行うことがあります。その場合は、態様及び時間、入所者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、経過観察並びに検討内容について記録し、5年間保存します。

また事業者として、身体的拘束等をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- ① 切迫性……直ちに身体的拘束等を行わなければ、入所者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合。
- ② 非代替性……身体的拘束等以外に、代替する介護方法がない場合。
- ③ 一時性……入所者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなれば、直ちに身体的拘束等を解く場合。

18 入所者の安全並びに介護サービスの質の確保等

業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的に開催します。

19 サービス提供の記録

- (1) 指定介護老人福祉施設サービスを提供した際には、提供した具体的なサービス内容等の記録を行うこととし、その記録はサービス提供の日から5年間保存します。
- (2) 入所者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。（複写物の請求を行う場合は、有料です。）
- (3) 入所に際して入所年月日及び事業所名称を、退所に際して退所年月日を介護保険被保険者証に記載いたします。

20 サービスの第三者評価の実施状況について

第三者評価は現在実施しておりません。

21 その他施設サービス利用における留意事項について

- (1) 入所にあたり、マッチ、ライター、刃物等危険物の持ち込みは出来ません。（ご入り用の場合はお貸しいたします。）

- (2) 面会については原則9：00～19：00とします。面会者は、必ずその都度受付窓口で職員にお申し出ください。(面会届をご記入ください。)
- ※なお、面会される場合、健康管理(食中毒や心身の状況上の制限など)の観点から食べ物の持ち込みはご遠慮ください。
- (3) 食事が不要な方は3日前までにお申し出ください。
- (4) 喫煙について、入所者及び面会者いずれも、施設内に定められた喫煙スペース以外での喫煙はできません。
- (5) 携帯電話の持ち込みは自己管理できる方のみとさせていただきます。携帯電話は、決められた場所で使用してください。携帯電話で物品を購入された場合は、自己負担です。トラブルに関して、当施設は一切責任を負いません。(別紙利用基本事項を参照。)
- (6) 入所者の営利行為及び宗教の勧誘及び特定の政治活動は行わないでください。
- (7) 他入所者への迷惑行為は行わないでください。

2 2 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年	月	日
-----------------	---	---	---

上記内容について、「枚方市指定介護老人福祉施設の指定並びに人員、設備及び運営に関する基準を定める上程（平成 25 年枚方市条例第 50 号）」の規定に基づき、入所者に説明を行いました。

事業者	所在地	大阪府枚方市津田東町 2 丁目 1 番 1 号	
	法人名	社会福祉法人 枚方療育園	
	代表者名	施設長 川村 洋子	印
	事業所名	特別養護老人ホーム 津田荘	
	説明者氏名		印

事業者から上記の内容の説明を受け、内容について同意し、重要事項説明書の交付を受けました。

入所者	住所	
	氏名	印

代理人	住所	
	氏名	印

連帯保証人 兼 身元保証人	住所	
	氏名	印